

道路占用料改定後単価表(令和3年4月より)

占 用 物 件		単 位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	730
	第2種電柱		1,100
	第3種電柱		1,500
	第1種電話柱		650
	第2種電話柱		1,000
	第3種電話柱		1,400
	その他の柱類		65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	390
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390
	外径が1メートル以上のもの		780
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	4
		その他のもの	13
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1,000

		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	650
			地下に設けるもの		390
	その他のもの				1,300
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		2,100		
	地下に設ける通路		1,300		
	その他のもの		1,300		
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	430		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300	
	標識		1本につき1年	1,000	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43	
		その他のもの	1本につき1月	430	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300	
		その他のもの		2,100	

政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	430
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.014を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとしてその全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用許可の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 1件の占用許可について算定した各年度の占用料の額が100円に満たない場合は、当該占用料の額を100円とする。